

(公的年金)：改革論議の死角 有限均衡方式が示す「安心」の賞味期限

今回の改革案の目玉である「保険料固定方式」については国民のある程度は理解しているようである。一方で、9月の坂口試案以来、試算の前提となっている新たな財政方式(有限均衡方式)については、説明が不足している恐れがある。

公的年金改革に向けた議論が大詰めを迎えている。去る11月17日に公表された『持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案)』をたたき台に、政府、与党で法案提出に向けた最終的な議論が進んでいる。今回の改革案では、給付と負担のあり方について「保険料固定方式」や「マクロ経済スライド」と呼ばれる新たなルールを導入した(図表1)。現行制度が給付水準を第1に考え、それに見合う水準まで保険料を引き上げていくのに対し、改革案では保険料の上限を固定し、それに見合う水準まで、マクロ経済スライドというルールに則って給付水準(所得代替率)を引き下げていく。制度設計の優先順位が給付から負担へと変わった点で、大きな改革といえよう。

図表1 改革案のポイント(負担と給付)

現行制度	改革案
<ul style="list-style-type: none"> ■ 給付水準維持方式 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規受給者の給付水準を維持 ◆ 年金財政が均衡するまで、段階的に保険料を引き上げ ■ 永久均衡方式 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 制度の永久存続を前提 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料固定方式 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保険料の上限と引き上げ幅を確定 ◆ 年金財政が均衡するまで、段階的に給付水準(所得代替率)を引下げ(マクロ経済スライド) ■ 有限均衡方式 <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>95年後の制度終了</u>を前提

その一方で、試算の大前提となる財政方式が永久均衡方式から有限均衡方式へと大きく変更された点については、あまり注目されていない。従来の永久均衡方式は、無限の将来にわたって収支が均衡することを目的とし、結果として積立金の水準を維持する方式である。一方、有限均衡方式は、財政再計算の時点から95年間で積立金をほぼ使い切る前提で、最終的な給付水準や給付削減の終了年を計算する(実際には、年金支給の予備資金のため、95年目の積立金残高の目標を支出の1年分に置いている)。この新方式に対しては、積立金の取り崩しによって給付削減が小幅ですむという意見や、保険料の引き上げを抑えつつある程度の給付を維持できるという意見など、歓迎論が多い。政府や与党で進められている保険料の上限の議論も、この有限均衡方式を前提としている。

しかし、有限均衡方式には注意すべき点がある。有限均衡方式で示された最終的な給付水準や給付削減の終了年といった「安心」は、5年後に予定されている財政再計算で修正される可能性が大きいからである。5年ごとの財政再計算の度に将来の給付水準が切り下がっていくようでは、個人にとっては老後の生活設計が立てにくくなり、「安心できる年金制度」とはいえなくなる。どうしてそうなるのか。以下、厚生労働省案の基準ケースを例に説明する。

有限均衡方式とは、「ある年に給付削減を終了した場合、財政再計算の95年目に積立金が支出の1年分になる」ことである。次回の財政再計算（厚生労働省案）に置き換えれば、「2013年に給付削減を終了した場合、95年目(2100年)に積立金が支出の1年分になる」ことである（図表2）。では、これを次々回の財政再計算に当てはめるとどうなるか。仮に今回示された「安心」が5年後も保証されるとすれば、「2013年に給付削減を終了した場合、95年目(2105年)に積立金が支出の1年分になる」ということになる。

しかし、この均衡が成立する可能性は低い。なぜなら、厚生労働省案の前提どおりに経済が進むなら、次々回の財政再計算は次回の財政再計算と同じ結果になり、次々回の財政再計算の90年目にあたる2100年に、積立金が支出の1年分になってしまうからである（図表2）。2100年の収支予想はマイナス6兆円であるため、突発的な受給者の減少や移民の流入など被保険者の増加がない限り2101年から2105年の収支も同程度となり、2105年に向かって積立金は減少していく。その結果、次々回の財政再計算の95年目にあたる2105年の積立金は支出の1年分を下回り、2013年に給付削減を終了する計画では有限均衡が成立しなくなる。つまり、次々回の財政再計算では給付削減の終了年が後倒しになって、最終的な給付水準がさらに低下することを意味する。

図表2 有限均衡方式での厚生年金財政見通し

年度	収入合計 兆円	支出合計 兆円	収支 兆円	年度末 積立金 兆円	積立金 残高÷ 支出計	財政再計算 の範囲	
						次回	次々回
2005	31.3	32.6	-1.3	166.5	5.1	9 5 年	9 0 年 後 に 1 に
2010	38.6	37.7	0.9	168.1	4.4		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		
2050	83.1	84.8	-1.7	362.1	4.3		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		
2100	130.9	137.0	-6.1	130.9	1.0		
2105	-	-	-	-	-		

(注)11月17日公表の厚生労働省案で示された基準ケース(保険料の上限=20%, 最終的な給付水準(所得代替率)=54.7%, 給付削減終了年=2013年)。2105年度の値は示されていない。

確かにこれまでの財政再計算でも、従前の財政再計算で示された保険料が上方に修正されてきた。しかしそれらは、人口も含めた予想外の経済環境の変化と、国会の議決を経た制度改革によるものである。一方、有限均衡方式による「安心」の修正は、想定外の経済環境変化によるものでも、国会の議決を経るものでもなく、方式のそのものに組み込まれた、これまでとは異質のものである。

このような有限均衡方式の性質について、坂口試案や厚生労働省案の説明で、一般の十分な理解が得られているか疑問が残る(厚生労働省案(試算結果)P7 参照。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/11/h1117-1.html>)。「持続可能な安心できる年金制度」のためには、5年後の財政再計算で最終的な給付水準のさらなる低下が現時点でも予想されることをわかりやすく説明し、国民の理解を得ておくことが望ましい。それを怠れば、5年後になって問題が表面化した際に、かえって制度への不信を増幅する恐れがないだろうか。

(中嶋 邦夫)